

名古屋市中村区名駅五丁目38番5号

株式会社DSG1

代表取締役 澤田大輔 殿

回答書

貴社より受領しました2023年5月12日付け「貴社監査等委員に対するご質問書」（以下、「本質問書」）につき、以下のとおり回答申し上げます。なお、以下において、当社が主体となって回答しているものについても、取締役会の場を中心とした代表取締役 金武偉からの説明に加え、関連資料等を確認してきた監査等委員取締役全員共通の理解の上で、ご回答申し上げます。

はじめに

貴社が指摘する当社による永久投資第一号案件（以下、本第1号案件）については、当社が東京証券取引所（以下、「東証」）へ不適當合併等の輕微基準に該当しない吸収合併等の事前相談を行う矢先に、貴社からの株主提案（以下、「本株主提案」）を受けたため、売主から案件実行一旦保留の連絡をいただきましたので、東証の事前相談の実施を保留せざるを得なかった経緯がございます。

なお、(イ) 自社より売上高が大きい企業を買収しながら不適當合併等とは認定されない（すなわち、上場会社の実質的な存続会社と認められる）M&A 案件は相当数存在すること、(ロ) 当社は、本第1号案件が不適當合併等にあたらないことにつき、本第1号案件特有の情報をその判断基準に照らし合わせた上で、揺るがぬ自信を有していること、それぞれ付言しておきます。

以下、詳述します。

昨年11月から投資検討していた本第1号案件は、当初は、本年5月よりも前に最終合意・公表を目指して推進しておりました。しかしながら、売主と当社の間でPMI（買収合意後の統合プロセス）につき協議をする中、5月に公表を行うことが諸事情から望ましいとの結論になり、その後は、5月8日付け当社取締役会での最終合意の決定及び公表を想定してすすめておりました。そうした経緯もあり、本第1号案件は、第三者株価算定や合意書作成含め、4月初旬時点で、既に、最終合意及び公表に向けての最終段階にありました。

不適當合併等の論点についても、当社は、本第1号案件をすすめるにあたり当然に検討しております。不適當合併等の輕微基準に該当しない吸収合併等の事前相談の実施は、

公表予定日の2週間前が実務であり、5月8日の公表予定日を踏まえると、それは4月24日の週です。ただし、4月下旬にはゴールデンウィーク休暇を控えていたため、4月24日よりさらに余裕をもって、事前相談を行うことを予定しておりました。その最中、貴社におかれまして4月4日付け本株主提案を提出されたところ、サーキュラーエコノミー投資に真っ向から反対する本株主提案につき、サーキュラーエコノミー企業創業者である本第1号案件の売主が検討した結果、当社宛に本第1号案件の実行を一旦保留したい旨のご連絡があった次第です。

なお、仮に東証へ事前相談を行ったとしても、当社は、本第1号案件が不適當合併等に該当しないこと（すなわち、対象会社ではなく、当社が実質的な存続会社と認められること）につき、本第1号案件特有の情報をその判断基準に照らし合わせた上で、揺るがぬ自信を有しております。

当社が服する守秘義務、信義則および評判リスクの観点上、本第1号案件の関連情報や対象企業特定につながりかねない情報は一切述べかねますが、一般論として、①経営成績及び財政状態（連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額及び純資産等。なお、当社の開示で対象会社につき言及した売上高に加え、当社の開示で言及していない財務諸表情報も同等に重視されることを強調しておきます。）における当事会社の比較、②売上高についても、FVCの連結売上高は2022年3月期こそ5億円水準だが、投資先の上場の有無次第では大きく上振れする事業モデルであるため事業年度によってはこれを大きく上回ること、③役員構成及び経営管理体制（なお、本第1号案件では対象会社の経営陣が当社の役員となることはなく、逆に当社から対象会社に経営陣を派遣し、当社が対象会社の経営管理を行うことを想定しておりました。）、④株主構成（なお、本第1号案件では、買収対価が手元現預金であるために当社の株主構成に変更は生じず、対象会社が当社の完全子会社となる予定でした。）、⑤商号又は名称（なお、本第1号案件では、当社の商号又は名称に変更は生じません。）、⑥その他上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項（なお、本第1号案件によっても、当社の経営や開示済みの経営戦略等に重大な変更は想定しておりません。）等から、総合的に勘案して実質的存続性が判断されるものであり、当社は、外部専門家による客観的助言も踏まえ、本第1号案件につき、不適當合併等に該当しないことにつき揺るがぬ自信を有しております。

このように、不適當合併等の分析は、対象会社と買収スキームを含む案件固有の情報をもとに多角的になされるものであり、自社より売上高が大きい企業を買収しながら不適當合併等とは認定されないM&A案件は相当数存在します。

本第1号案件は、5月8日付け開示で言及した対象会社の売上規模という、損益計算書項目の一点をもって批判的指摘を受けるべきことではなく、ましてや、市場取引時間中に当社の上場廃止に言及する情報発信を筆頭株主からいただくことで、多くの株主の不安を煽り、株価を不当に変動させかねない事象ではなかったかと憂慮しております。

最後に、上場企業は、その一般的実務として、適時開示をする際は東証による事前確認を経るものであります。当社による適時開示もその一般実務に則すものである点、東証との個別やりとりには言及しない、あくまで一般論として、付言しておきます。

以上の経緯事実を踏まえ、以下、いただいたご質問に関し回答申し上げます。

ご質問（1）～（6）上記の経緯の説明をご参照ください。

ご質問（7）当社内の機密情報であり、当社が服する守秘義務及び信義則等の観点上からも、開示できかねます。

以上

2023年5月15日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社